



健やかに暮らす健康福祉都市

**潟 上 市**  
**第 3 期 障 害 者 計 画**  
**第 5 期 障 害 福 祉 計 画**  
**障 害 児 福 祉 計 画**



平成30年3月

秋 田 県 潟 上 市





## はじめに

---

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。なかでも障がい者の高齢化や保護者など家族の高齢化が課題とされ、障がい者を支える仕組みづくりが見直されつつあります。

障がい者が地域で安心して生活していくためには、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、障がい者のニーズにあった福祉サービスが、必要なときに必要な場面、場所で受けられる必要があります。多様なニーズに柔軟に対応するため、今回の計画では、これまでの計画の見直しとともに新たなサービスへの対応について策定したところであります。

さて潟上市では、「みんなで創る しあわせ実感都市潟上」をキャッチフレーズに第2次潟上市総合計画を策定しております。子どもも、若い人もお年寄りも、障がいのある人もない人も、すべての市民が安心して暮らすことができるよう、7つの基本目標を掲げ、街づくりを進めております。

この中の基本目標の4つ目には、今回の障害者計画の基本理念である「健やかに暮らす、健康福祉都市」があります。

障がい者が安心して生活できる地域は、全ての市民にとってもまた安心して生活できる地域であり、住み良い街につながることを考えます。

潟上市では「地域共生社会」の実現に向け、今後もきめ細かな行政サービス、障がい者施策を推進して参りたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議賜りました障害者地域自立支援協議会の皆様はじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。今後とも、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

潟上市長 藤原一成

<b>第1章 基本的な考え方</b>	
1 策定の趣旨	1
2 基本理念と基本目標	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 対象とする障がい者	4
7 障がい福祉施策の体系	4
<b>第2章 障がい児・者の状況</b>	
1 人口の推移	5
2 障がい児・者の推移	5
3 身体障がい児・者の状況	6
4 知的障がい児・者の状況	8
5 精神障がい児・者の状況	9
6 障害者支援施設の利用状況	11
7 特別支援学級、特別支援学校の状況	14
8 障害者手当の受給状況	15
9 難病患者等の状況	16
10 障がい福祉予算の推移	17
<b>第3章 障がい福祉施策の方向性</b>	
<b>I 地域における生活支援体制の充実</b>	
(1) 保健・医療サービスの充実	19
(2) 療育体制の充実	20
(3) 相談支援体制の充実	21
(4) 在宅生活の支援（日中活動、居住介護等の推進）	22
<b>II 障がいのある一人一人ひとりの自立と社会参加の促進</b>	
(5) 権利擁護の推進	24
(6) 障がい者の虐待防止	25
(7) 差別の解消	26
(8) 保育・教育の充実	26
(9) 就労・住まいの場の確保	28
<b>III バリアフリーの推進</b>	
(10) 福祉教育とボランティア活動の推進	29
(11) 地域生活とバリアフリー	30
(12) 防災・防犯対策の推進	31
<b>第4章 分野別方策と見込量</b>	
1 障害者総合支援法による自立支援システムの全体像	33
2 障害福祉サービスの内容	34
3 障害福祉計画および障害児福祉計画における基本的な考え方	36
4 平成32年度までの数値目標（成果目標）	36
5 訪問系サービスの充実	39
6 日中活動系サービスの充実	41
7 居住系サービスの充実	45
8 相談支援の充実	46
9 地域生活支援の充実	47
10 障がい児支援の強化	53
<b>第5章 計画の推進にあたって</b>	55

## 第1章

# 基本的な考え方

# 第1章

# 基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

本市では、障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づき、平成17年度に障害福祉サービス等の必要量と提供体制の確保に関して基本的事項を定めた障害福祉計画を策定しております。また、障害者基本法（平成5年改正）に基づき、平成20年度に障がい者のための施策に関する基本的な計画である障害者計画を策定するなど障がい者施策の推進に努めて参りました。

この間、平成23年に障害者虐待止法、平成24年に障害者優先調達推進法、平成25年には障害者差別解消法が制定され、市職員の対応要領を作成しております。国の障害者基本計画は第3次を迎え、障がい者を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。

障害者計画は概ね5～10年の中長期的な計画ですが、本市ではこれまで法改正に対応しながら5年ごとに見直しを重ね、現在の第2期計画は平成29年度末で終期を迎えます。また3年を1期とする障害福祉計画は第4期目であり、終期が共に平成29年度末となります。さらに平成28年5月の障害者総合支援法および児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。このため「潟上市第3期障害者計画」、「潟上市第5期障害福祉計画」および「潟上市障害児福祉計画」を策定するものです。

## ② 基本理念と基本目標

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、第2次潟上市総合計画および秋田県障害者計画を上位計画とし、次の基本理念と基本目標に基づき今後の障がい者施策を推進していきます。

### ○基本理念

## 健やかに暮らす健康福祉都市

### ○基本目標

- I 地域における生活支援体制の充実
- II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進
- III バリアフリーの推進

本計画では、「障がい」と「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては、「障がい」と表記します。
- 「法律や条例等に基づく制度および施設等の名称」、「組織名」、「事業等の固有名称」に「障害」が使われている場合はそのまま表記します。



### ③ 計画の位置づけ

潟上市が障がい者施策について策定する計画は、①障害者計画、②障害福祉計画、③障害児福祉計画です。それぞれの計画の根拠法令、内容は以下のとおりです。

●障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の根拠法令と内容等

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	概ね5～10年を1期とする中長期計画	3年を1期とする計画	3年を1期とする計画
計画の内容	保健・医療・福祉・雇用・教育・就労・広報啓発など多分野に渡る障がい者施策全般の基本的指針を定める計画	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量や見込み量の確保について、方策を定める計画	障害児通所支援および障害児相談支援等の提供体制の確保について定めた計画

### ④ 計画の期間

第3期障害者計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間、第5期障害福祉計画と障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
第2期障害者計画			第3期障害者計画					
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		

## 5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、障害者団体関係者、保健福祉医療機関関係者、障害福祉サービス提供事業者、相談支援事業者、教育機関、行政関係者等からなる既存の「潟上市障害者地域自立支援協議会」で協議を重ねて策定しています。

## 6 対象とする障がい者

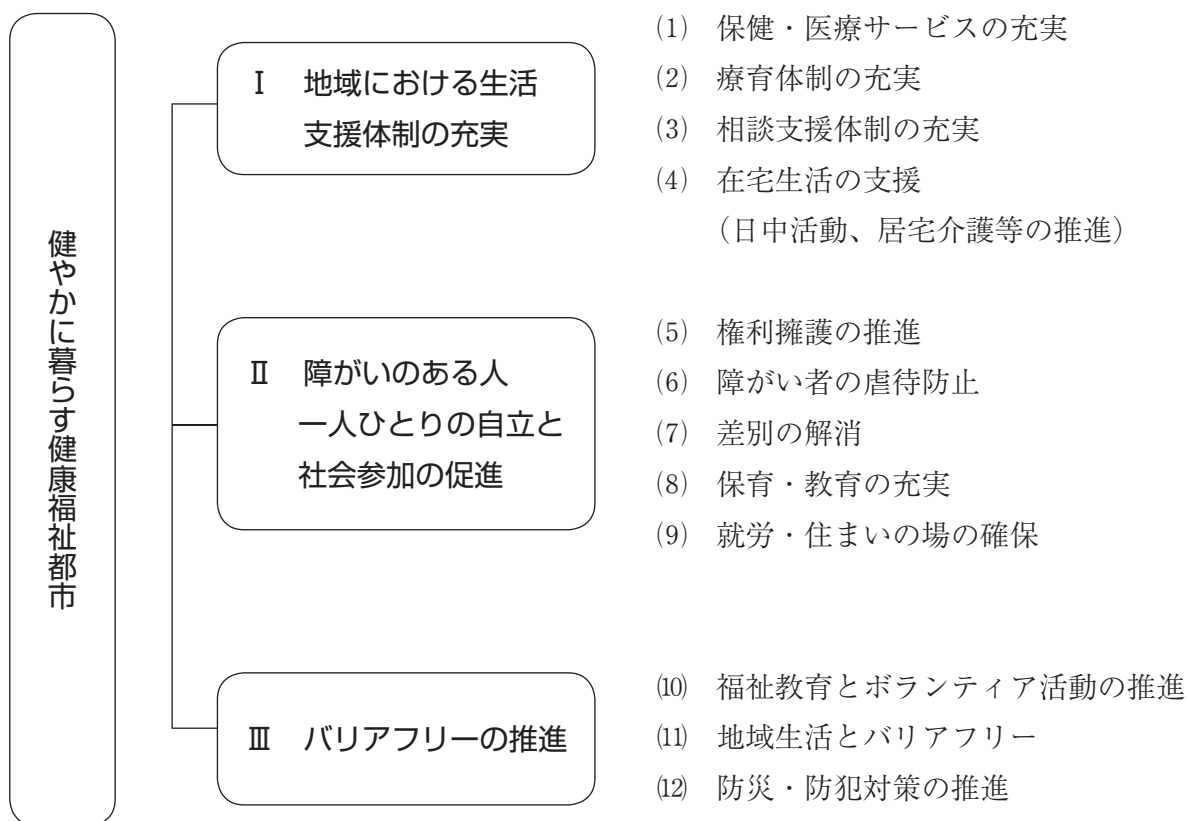
この計画で対象とする障がい者とは、平成25年6月に改正された「障害者基本法」に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会的に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。また「障害者総合支援法」に規定する難病患者等および児童福祉法の一部改正に伴う対象児等も対象となります。

## 7 障がい福祉施策の体系

〈基本理念〉

〈基本目標〉

〈基本施策〉





## 第2章

# 障がい児・者の状況

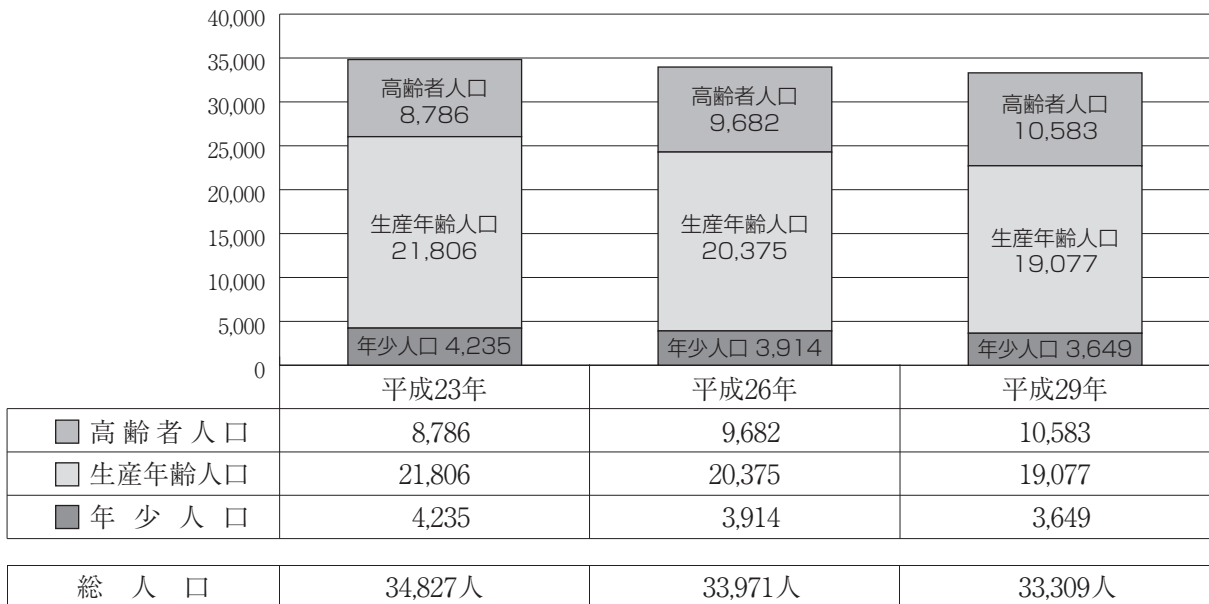
## 第2章

## 障がい児・者の状況

## ① 人口の推移

潟上市の人口は減少傾向にあり、人口構成をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で、高齢者人口は増加傾向にあり、全体的に高齢化の進行がうかがえます。

人口の推移



資料 住民基本台帳より（単位：人）

## ② 障がい児・者の推移

平成29年3月現在において、障がい児・障がい者数の総数は、2,073人です。このうち身体障がい児・者が1,613人、知的障がい児・者が237人、精神障がい児・者が223人となっております。

障がい児・者数の推移

（単位：人）

	平成26年度（H27.3）	平成27年度（H28.3）	平成28年度（H29.3）
身体障がい児・者	1,621	1,603	1,613
知的障がい児・者	239	246	237
精神障がい児・者	191	211	223
計	2,051	2,060	2,073

### ③ 身体障がい児・者の状況

平成28年度の身体障がい児・者は、1,613人です。全体の半数にあたる45.5%が1級と2級で、年代別では60歳以上が全体の84.9%です。

身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度		年代内訳（平成28年度）		
					0～17歳	18～59歳	60歳以上
1級	455	427	430	(26.7%)	5	63	362
2級	308	296	304	(18.8%)	9	43	252
3級	337	349	353	(21.9%)	3	42	308
4級	346	334	333	(20.6%)	2	35	296
5級	82	93	93	(5.8%)	0	26	67
6級	93	104	100	(6.2%)	1	13	86
計	1,621	1,603	1,613		20	222	1,371

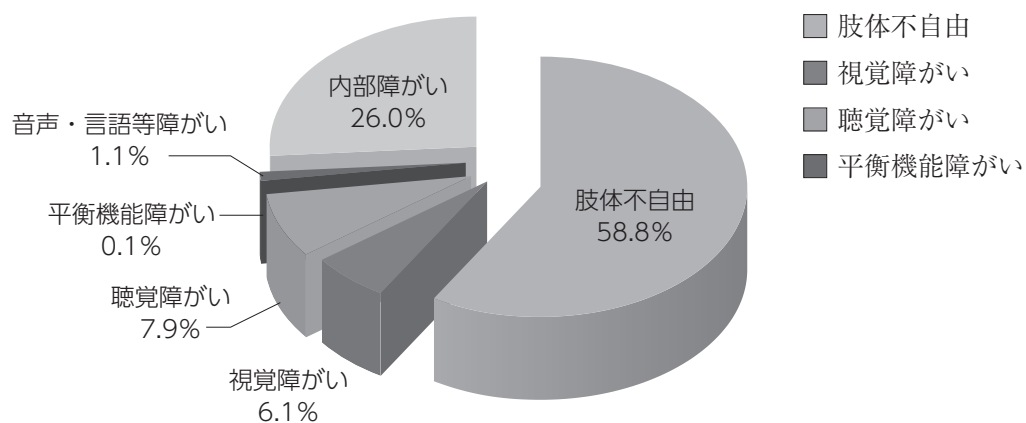
障がい種類別では、肢体不自由が948人で58.8%と約6割を占めており、次に内部障がい  
が420人で26.0%となっています。内部障がいの内訳では、心臓機能障がい  
が269人（64.0%）と圧倒的に多く次に、じん臓機能障がい  
が63人（15%）です。

## 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(平成29年3月現在 単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
肢体不自由	126	230	230	248	74	40	948	58.8%
視覚障がい	19	35	6	14	19	6	99	6.1%
聴覚障がい	0	35	24	14	0	54	127	7.9%
平衡機能障がい	0	0	1	0	0		1	0.1%
音声・言語等障がい	0	1	14	3			18	1.1%
内部障がい	285	3	78	54			420	26.0%
心臓機能障がい	226	0	35	8			269	
じん臓機能障がい	55	0	8	0			63	
呼吸器機能障がい	3	0	28	5			36	
膀胱直腸等障がい	0	1	7	40			48	
小腸機能障がい	0	0	0	1			1	
肝臓機能障がい	1	2	0	0			3	
HIVによる免疫不全	0	0	0	0			0	
計	430	304	353	333	93	100	1,613	

## 身体障害者手帳障がい種類別構成比



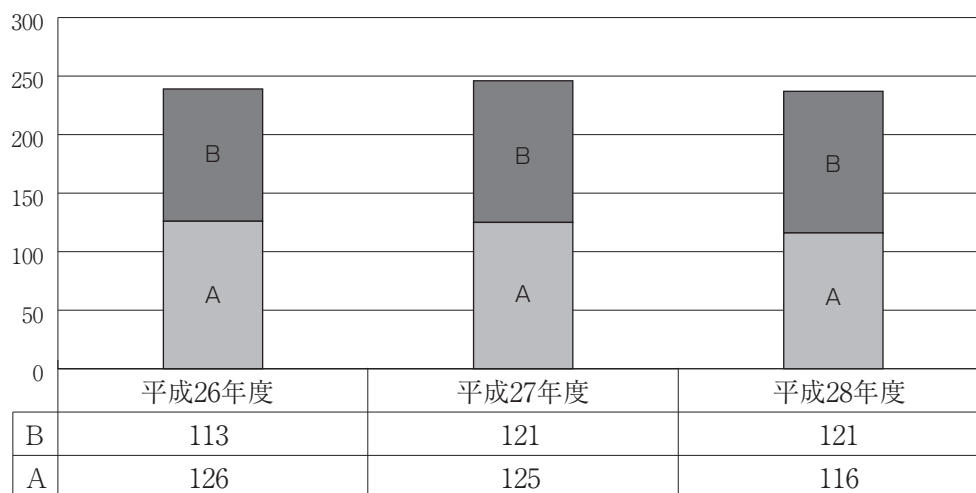
## 4 知的障がい児・者の状況

知的障がい児・者に交付される療育手帳を平成28年度所持している者は237人で、療育手帳A（最重度・重度）は116人、療育手帳B（中度・軽度）は121人となっています。

また、年代別では18歳未満が54人、18歳以上が183人となっており、内訳は以下のとおりです。

療育手帳所持者数の推移

(単位：人)



合計	239人	246人	237人
----	------	------	------

年齢別療育手帳所持者（平成28年度） (単位：人)

	障害等級		合計
	A	B	
0～6歳	2	2	4
7～12歳	6	11	17
13～17歳	8	25	33
18～19歳	9	6	15
20～29歳	15	25	40
30～39歳	16	16	32
40～49歳	11	13	24
50～59歳	13	16	29
60～64歳	10	3	13
65～69歳	6	1	7
70歳以上	20	3	23
計	116	121	237

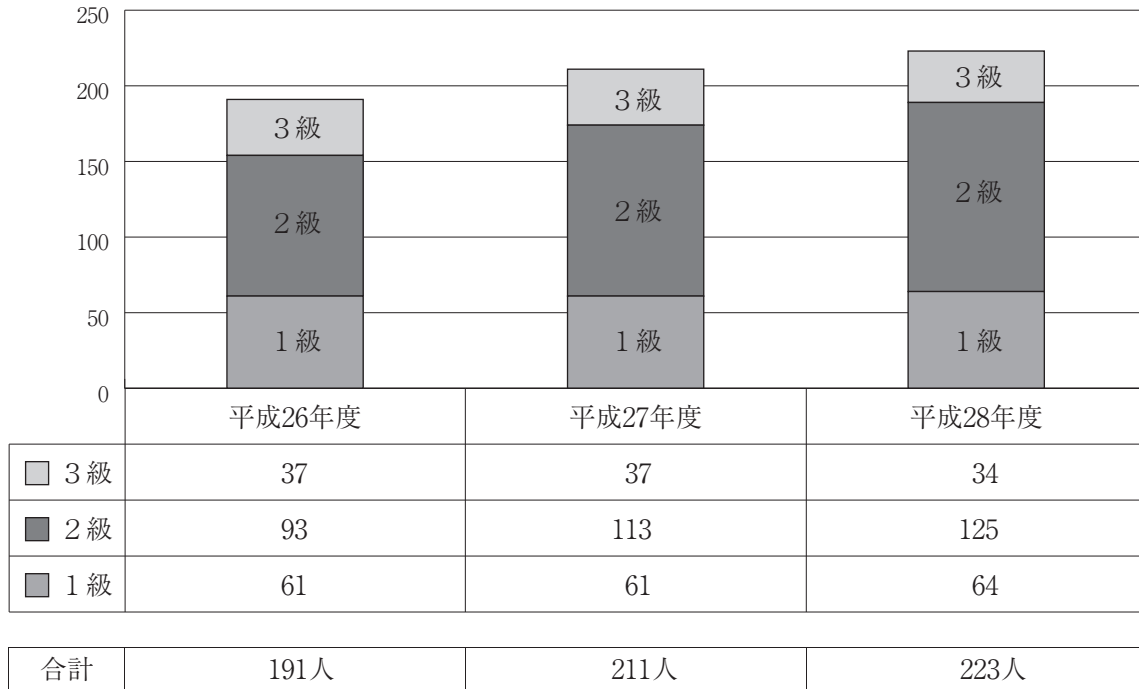
## ⑤ 精神障がい児・者の状況

精神保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、平成28年度は223人で、障がい等級別では、1級が64人（28.7%）、2級が125人（56.1%）、3級が34人（15.2%）です。

年代別では50歳未満が119人（53.4%）、50歳以上が104人（46.6%）です。

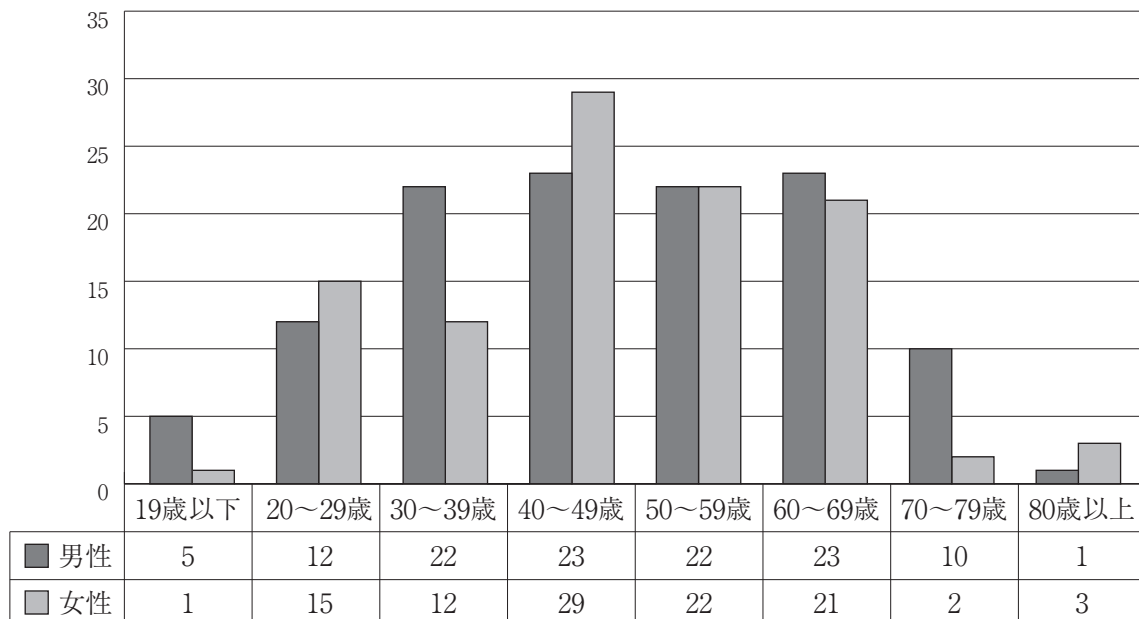
精神保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）



精神保健福祉手帳所持者の年代別内訳（平成28年度）

（単位：人）





## 自立支援医療（精神通院医療）

在宅精神障がい児・者の通院医療費の公費負担制度として、自立支援医療（精神通院、医療費1割負担）があります。この制度を利用している人は年々増加しており、平成29年3月末時点での利用者は425人です。男女比は4：6です。近年精神疾患を理由として、生活保護に移行していく人が増加しています。

### 【自立支援医療（精神通院）利用者の状況】

平成28年度 男女別・年代別 (単位：人)

	男	女	計
0～9歳	0	0	0
10～19歳	2	3	5
20～29歳	16	23	39
30～39歳	27	36	63
40～49歳	34	70	104
50～59歳	39	49	88
60～69歳	33	53	86
70～79歳	11	21	32
80歳以上	4	4	8
計	166	259	425

利用者数の推移 (単位：人)

年 度	利用者数
平成18年度	284
平成26年度	409
平成27年度	423
平成28年度	425

## ⑥ 障害者支援施設の利用状況

障害者支援施設に入所する場合、障害支援区分が4以上（50歳以上は3以上）の人であり、居住系サービスでは「施設入所支援」、日中活動系サービスでは主に「生活介護」を利用しています。また、住まいの場として、「共同生活援助（グループホーム）」等があり、障がいの地域移行の推進により、入所施設から退所した人や長期入院していた人が退院し入居する人もいます。

### ■身体障害者更生援護施設の利用状況

（平成29年5月1日現在 単位：人）

	区 分	施 設 名	所 在 地	利用者数
入 所	療養介護施設	あ き た 病 院	由利本荘市	9
	障害者支援施設	ほ く と	秋 田 市	2
		桐 ケ 丘	井 川 町	6
		グ リ ー ン ハ ウ ス	北 秋 田 市	1
		あ す な ろ	小 坂 町	1
		旭 光 園	青森県平川市	2
		国立リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市	1
	計			22
通 所	障害者支援施設	ほ く と	秋 田 市	2
		秋田県身体障害者更生訓練センター	秋 田 市	1
		秋 田 ワ ー ク セ ン タ ー	秋 田 市	1
		や ま ど り	五 城 目 町	1
	基準該当施設	飯島デイサービスセンター	秋 田 市	1
	計			6

■知的障害者福祉施設の利用状況

(平成29年5月1日現在 単位：人)

区 分		施 設 名	所在地	利用者数
入	障害者支援施設	愛 生 園	北 秋 田 市	8
		小 又 の 里	秋 田 市	3
		秋田県心身障害者コロニー	由利本荘市	7
		軽 井 沢 福 祉 園	大 館 市	2
		道 目 木 更 生 園	大 館 市	1
		厚 生 園	北 秋 田 市	2
		た か し み ず 園	秋 田 市	5
		竹 生 寮	秋 田 市	1
		柳 田 新 生 寮	秋 田 市	1
		吉 野 更 生 園	北 秋 田 市	1
		玉 の 池 荘	男 鹿 市	11
		ひ ま わ り 苑	男 鹿 市	2
		若 美 荘	男 鹿 市	3
		大 日 寮	三 種 町	4
		矢 立 育 成 園	大 館 市	1
		阿 桜 園	横 手 市	1
		所	グループホーム	あ い し ん ホ ー ム
絆	秋 田 市			1
第 2 滝 川 寮	男 鹿 市			1
と よ お か の 家	三 種 町			1
つ く し 森	大 館 市			1
御 門	由利本荘市			1
な で し こ	由利本荘市			1
す ず ら ん	男 鹿 市			1
杉 の 木 園	秋 田 市			1
す み れ	八 郎 潟 町			1
赤 と ん ぼ	鹿 角 市	1		
し ず く	鹿 角 市	1		
計				67
通	障害者支援施設	愛 心 苑	秋 田 市	2
		い な ほ 作 業 所	秋 田 市	1
		ウエルビューいずみ	秋 田 市	1
		玉の池ワークハウス	男 鹿 市	1
		す ま い る	男 鹿 市	1
		つ ど い の 家	秋 田 市	2
		ア ク ー ル	秋 田 市	2
		南 秋 つ く し 苑	八 郎 潟 町	10
		潟 上 天 王 つ く し 苑	潟 上 市	15
		飯 田 川 つ く し 苑	潟 上 市	11
		聖 和	秋 田 市	1
		げ ん き ハ ウ ス	秋 田 市	1
		希 望 園	秋 田 市	1
		ち ゃ れ ん じ 工 房	秋 田 市	1
		こ ま ど り	秋 田 市	1
		基 準 該 当 施 設	飯 島 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	秋 田 市
	計			

## ■精神障害者福祉施設の利用状況

(平成29年5月1日現在 単位：人)

区 分		施 設 名	所在地	利用者数	
入 所	グループホーム	あ ぎ み	秋 田 市	2	
		雀	秋 田 市	6	
		す ず ら ん	秋 田 市	2	
		杉 翠 荘	秋 田 市	3	
		な す び 荘	秋 田 市	1	
		ト マ ト 荘	秋 田 市	4	
		鶴	秋 田 市	1	
		げ ん き ハ ウ ス	秋 田 市	2	
		に ん じ ん	秋 田 市	1	
		み や た	秋 田 市	4	
	宿泊型生活 訓練施設	ニ コ ニ コ 寮	秋 田 市	4	
		土 崎 ハ ウ ス	秋 田 市	4	
		手 形 ハ ウ ス	秋 田 市	2	
		紫 陽 花	秋 田 市	1	
	計				37
	通 所	就労支援施設	飯 田 川 つ く し 苑	秋 田 市	1
			げ ん き ハ ウ ス	秋 田 市	16
			ク ロ ー バ ー	秋 田 市	8
			ニ コ ニ コ パ ン 工 房	秋 田 市	2
手 形 ハ ウ ス			秋 田 市	1	
ア ク ー ル			秋 田 市	1	
就労支援センターこまち			五 城 目 町	11	
ご ろ り ん は う す			秋 田 市	3	
ダ イ バ ー シ テ イ			秋 田 市	1	
こ ま ど り			秋 田 市	3	
や ま ど り			五 城 目 町	1	
H S S			秋 田 市	2	
計				50	

## 7 特別支援学級、特別支援学校の状況

潟上市内には、小学校6校、中学校3校があり、特別支援学級が併設されています。  
また、28人が在籍しています。

平成29年4月特別支援学級在籍状況

(単位：人)

	肢体不自由	知的障害	自閉症・ 情緒障害学級	病弱虚弱	難聴	計
天王小学校	0	1	3	0	0	4
出戸小学校	0	1	2	0	0	3
東湖小学校	0	1	1	0	0	2
追分小学校	0	2	1	0	0	3
大豊小学校	1	1	2	0	0	4
飯田川小学校	0	0	0	0	0	0
天王中学校	2	1	0	0	0	3
天王南中学校	0	1	4	0	0	5
羽城中学校	0	1	2	1	0	4
計	3	9	15	1	0	28

(学校教育課より)

特別支援学校に通学している児童・生徒は、県内の4校に55人います。そのうち、潟上市天王にある「天王みどり学園」は、平成15年4月に開校し送迎バスも運行されており、保護者の負担軽減が図られています。

平成29年4月特別支援学校在籍状況

(単位：人)

	所在地	小学部	中学部	高等部	計
天王みどり学園	潟上市	11	18	19	48
県立栗田支援学校	秋田市	0	1	2	3
県立秋田きらり支援学校	秋田市	0	1	2	3
秋大附属特別支援学校	秋田市	0	1	0	1
計		11	21	23	55

(学校教育課より)

## 8 障害者手当の受給状況

### 特別児童扶養手当の受給状況

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童について、家庭で監護、養育している父母等に支給される手当です。平成29年3月末では、95人が受給しています。

#### 特別児童扶養手当の受給状況

(平成29年3月末現在 単位：人)

	1 級	2 級	合 計
受 給 者 数	36	59	95

### 特別障害者手当・障害児福祉手当等の受給状況

特別障害者手当は、20歳以上で著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅で生活する人に支給されます。また、障害児福祉手当は、20歳未満で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護が必要な在宅で生活する人に支給されます。

#### 特別障害者手当等の受給状況

(平成29年3月末現在 単位：人)

	特別障害者手当等	障害児福祉手当	合 計
受 給 者 数	48	34	82



## 9 難病患者等の状況

原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするものを難病と呼びます。医療費も高額になるなど経済的な問題のみならず、介護等で家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい病気です。

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、医療費助成の対象を拡大し平成29年4月1日現在で指定難病は330疾病となりました。指定難病は医療費の負担軽減を図るため一部公費負担されており、平成28年3月末における特定疾患医療受給者証の交付者数は、288人です。また、受給者数は年々増加傾向にあり、最も多い疾患は、潰瘍性大腸炎の45人で、次にパーキンソン病関連疾患の42人です。

特定疾患医療受給者証交付者の状況 (単位：人)

疾 病 区 分	交付者数
潰 瘍 性 大 腸 炎	45
パーキンソン病関連疾患	42
全身性エリテマトーデス	22
強皮症・皮膚筋炎	11
特発性血小板減少性紫斑病	17
脊 髄 小 脳 変 性 症	13
ク ロ ー ン 病	14
後 縦 靱 帯 骨 化 症	14
ベ ー チ ェ ッ ト 病	7
網 膜 色 素 変 性 症	6
再 生 不 良 性 貧 血	3
サ ル コ イ ド ー シ ス	11
そ の 他	83
合 計	288

秋田地域振興局福祉環境部業務概要より  
(平成28年3月末)

## 10 障がい福祉予算の推移

障がい福祉予算は年々増加傾向にあり、平成29年度当初予算は、656,946,000円です。介護給付費・訓練等給付費に要する費用が増加しています。

### 障がい福祉当初予算の推移

(単位：円)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付費・訓練等給付費	488,108,000	511,219,000	557,003,000
地域生活支援事業等	40,027,000	24,303,000	26,464,000
更生医療給付費	24,240,000	33,020,000	32,099,000
補装具給付・修理費	9,576,000	10,540,000	9,440,000
障害者交通費補助金	2,160,000	6,483,000	3,165,000
障害者居宅支援金	6,200,000	6,200,000	6,200,000
特別障害者手当等	26,728,000	24,173,000	22,575,000
計	597,039,000	615,938,000	656,946,000

### ※介護給付費・訓練等給付費の内訳

- ①在宅障がい児・者の居宅介護（ホームヘルプサービス）や短期入所等に要する費用
- ②障害者就労施設への通所に要する費用
- ③施設入所者、グループホーム入居者の日中活動系サービス、居住系サービスに要する費用
- ④障がい児の通所に要する費用

### ※地域生活支援事業の内訳

- ①相談支援事業
- ②日中一時支援事業
- ③日常生活用具給付事業
- ④訪問入浴事業
- ⑤その他の事業

### ※更生医療

その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに給付される医療。主に人工透析療法や人工関節置換術等に適用され、医療費の自己負担が原則として1割負担となる。



## 第3章

# 障がい福祉施策の方向性

## 第3章

## 障がい福祉施策の方向性

## I 地域における生活支援体制の充実

## (1) 保健・医療サービスの充実

## 現状と課題

障がいの予防や軽減を図るためには、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことが大切です。妊娠・出産期をはじめ、幼児期から高齢期まで、一貫した保健・医療サービスを提供するとともに、増加している心臓機能障がい、腎臓機能障がいなどに対する生活習慣病予防対策および糖尿病などの重症化予防対策も重要です。

また、年々増加する精神障がい者への対応など、障がいのある人が家庭や地域で安心して生活していくためには、緊急時でも適切な医療を受けることができる体制の整備や、個々の状態に合わせた適切なりハビリテーションを提供する必要があります。

## 施策の方向性

## ①早期発見・早期治療体制の充実

乳幼児については、身体の発育、精神発達の総合的な健康診査を行う乳児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診や3歳児健診および、平成28年度から実施している5歳児相談を充実させ、ことばや運動発達の遅れのある子どもの早期発見・早期療育指導に努めます。また、生活習慣病の早期発見・早期治療により重症化予防に努めると共に心臓病や腎臓病予防対策の充実を図っていきます。

## ②医療費の給付・助成制度の活用

高齢身体障がい者および重度心身障がい児・者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の負担軽減制度の活用を図ります。また、障がいのある人に対し、必要な医療に要する費用の一部を公費負担する制度の活用と周知を図ります。

→秋田県福祉医療費助成事業

→自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

## ③救急医療体制の周知

精神に障がいのある人の緊急時の精神医療を確保するため、夜間休日に受診できる精神科救急医療圏輪番制病院があり、その周知に努めます。

→秋田県精神科救急医療体制整備事業

## (2) 療育体制の充実

### 現状と課題

発達に支援が必要な子どもやその保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子どもの成長とともに一貫した療育が行われる必要があります。

子どもの発達への幅広い支援を目的に、平成22年4月に秋田県立医療療育センターが開設しました。

また、障がい児（18歳未満）を対象とした福祉サービスは、平成24年4月に「児童福祉法」の改正により、障害児通所支援は市町村が、障害児入所支援は都道府県が実施主体となりました。

### 平成29年3月末の障害児通所児童の内訳

	利用人数	内 訳
秋田県立医療療育センター	9人	児童発達支援
オリブ園	4人	児童発達支援
らじあほ	1人	児童発達支援
憩音	5人	放課後デイサービス
サポートスペースそう	5人	放課後デイサービス
あおぞらサービス	1人	放課後デイサービス
グリーンローズ	2人	放課後デイサービス
竹生寮	3人	放課後デイサービス
まじっくハウス	5人	放課後デイサービス
ばんふう	1人	放課後デイサービス
天王幼稚園	1人	保育所等訪問支援
計	37人	

### 施策の方向性

#### ①早期療育と相談支援の充実

発達に支援が必要な子どもの早期発見、早期療育に努め、関係機関との連携のもと、成長に応じた指導・訓練のための福祉サービスの活用を促進します。

→障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、他）

#### ②保護者の負担軽減

障がいのある子どもの保護者の経済的負担を軽減するために、各種手当制度の活用の普及に努めます。また、障害児通園施設利用者には、すこやか療育支援事業により通所支援サービスに係る費用の1/2を助成する制度があり、その活用を図ります。

→特別児童扶養手当、障害児福祉手当、すこやか療育支援事業

日中一時支援事業（放課後や休日等の一時預かり）や障害者支援施設での短期入所の活用により、保護者の就労支援と肉体的・精神的負担の軽減を図ります。

→日中一時支援事業、短期入所



### (3) 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

障がいのある人の相談内容は、福祉・保健分野にとどまらず、教育・雇用・住まい・活動の場など、多岐にわたっています。

また、障がい者や介護者の高齢化、発達障害、高次脳機能障害、難病など専門的な対応が必要とされる新たな相談も増加しています。潟上市では、障がい種別に応じて専門の相談支援事業所に委託しています。身体障がいについては、潟上市社会福祉協議会ほほえみ相談支援事業所に、知的障がいについては、南秋つくし苑と大日寮指定相談支援事業所に、精神障がいについては、指定相談支援事業所クローバーに委託しています。

#### 平成28年度相談支援事業所における相談件数

(単位：件)

	所在地	相談件数
潟上市社会福祉協議会ほほえみ相談支援事業所	潟上市	14
南秋つくし苑	八郎潟町	122
大日寮指定相談支援事業所	三種町	43
指定相談支援事業所クローバー	秋田市	60
計		239

#### 施策の方向性

##### ①相談支援体制の連携強化

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように相談支援事業所との連携により、障害福祉サービスの利用促進、情報の提供等に努めます。

また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターの設置や関係機関の連携強化のためのシステムづくりを推進します。

##### ②障がい児の相談支援の充実

障がい児の相談支援については、秋田県立医療療育センターやオリブ園をはじめ、市内では潟上天王つくし苑や社会福祉協議会ほほえみ相談支援事業所および相談支援センタージョインが、指定障害児相談支援事業所になっており、さらに相談支援の充実を図っていきます。

##### ③サービス利用計画の作成

計画相談支援として、個別のサービス利用計画を作成します。新規サービス利用者、在宅者、施設利用者の種別に応じて、毎月、6ヶ月毎、1年毎の周期でサービス利用計画が作成されています。利用者のニーズに添った支援の提供に努めます。

##### ④障害者相談員の周知

身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づき、市では身体障害者相談員6人、知的障害者相談員3人を委嘱しています。地域生活における障がい者の身近な相談役である障害者相談員の役割は重要です。今後とも利用促進に向けて周知に努めていきます。

## (4) 在宅生活の支援（日中活動、居宅介護等の推進）

### 現状と課題

障がいのある人が、地域においてできる限り自立した社会生活を営むためには、そのニーズに即した障害福祉サービスの提供が必要です。

そのため、居宅介護（ホームヘルプサービス）などの訪問系サービス、就労継続支援や就労移行支援などの訓練等給付や生活介護、療養介護など介護給付による日中活動系サービス、また地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な日中一時支援事業や日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を組み合わせ、総合的なサービスを提供できる体制に努めます。

#### 日中一時支援事業支給決定者数

(単位：人)

	18歳未満	18歳以上	計
平成29年度	16	26	42

#### 日中一時支援事業契約事業所と利用状況（平成28年度）

(単位：人)

事業所名	所在地	延べ件数	事業所名	所在地	延べ件数
玉の池荘	男鹿市	1,033	聖和	秋田市	2
南秋つくし苑	八郎潟町	173	まーる	秋田市	4
潟上天王つくし苑	潟上市	14	高清水園	秋田市	8
げんきハウス	秋田市	179	ほくと	秋田市	8
若竹学園	秋田市	0	小又の里	秋田市	0
秋田県立医療療育センター	秋田市	0	計		1,424
竹生寮	秋田市	3			

#### 日常生活用具の給付状況（平成28年度）

(単位：件、円)

	給付件数	給付額
特殊寝台	1	154,000
ストーマ用装具	523	4,115,667
紙おむつ	132	1,403,788
特殊マット	1	19,600
入浴補助用具	3	111,800
住宅改修費	1	199,800
携帯用会話補助装置	1	87,480
パルスオキシメータ	1	27,000
電気式たん吸引器	3	147,792
歩行支援用具	1	35,000
その他	2	125,900
計	669	6,427,827

**施策の方向性****①居宅介護・短期入所の活用**

身体介護・家事援助等が受けられる居宅介護（ホームヘルプサービス）の活用により、在宅障がい児・者の生活を支援します。

障害者支援施設での短期入所は、一時的に介護等が受けられなくなった場合や、介護者・保護者の冠婚葬祭や休養目的でも利用でき、その活用を支援します。

**②日中一時支援事業の活用**

児童生徒の放課後支援や休日の一時預かりなど、日中一時支援事業の活用の周知を図り、保護者の負担軽減を図ります。また、日中一時支援事業は、児童生徒に限らず、障がいのある方も利用できます。

**③就労継続支援事業の推進**

一般就労が困難な人のために、就労支援施設において就労能力に応じて働くことができる場の確保と情報提供に努めます。

**④地域活動支援センターへの通所支援**

就労支援施設等への通所が困難な人について、社会との交流促進のために、地域活動支援センターに通所している人に、交通費の支援を継続していきます。

**⑤補装具・日常生活用具給付事業等の活用**

身体障害者手帳の交付により、障がい種別に応じて、ストーマ用装具・紙おむつ・入浴補助用具など補装具・日常生活用具給付事業があり、利用者負担についても軽減措置が図られています。また、これらの事業の周知を図ります。

**⑥日常生活用具給付等事業（住宅改修の活用）**

施設や病院で生活している障害のある人が居住を希望する地域で安定した社会生活を営むためには、居住環境の整備が欠かせません。また、在宅で生活している障害のある人でも、本人や支える家族の高齢化や住まいの不便さなどにより、住み慣れた地域で安心して生活していくための支援を図ります。

**⑦居宅支援金の支給**

障がいのある方の福祉増進のため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方に、障がい等級に応じて一時金を支給していきます。

**⑧重度障害者移動費給付等事業（タクシー券）**

重度の障がい児・者に対し、タクシー初乗り料金分をタクシー券として交付し、通院等社会生活における負担軽減を図ります。

**⑨各種制度活用の推進**

在宅の障がい児・者で、重度障がいにより常時介護を必要とする人に支給される特別障害者手当・障害児福祉手当、心身に障がいを持つ児童の保護者に支給される特別児童扶養手当等があり、その周知に努めます。

→特別障害者手当・障害児福祉手当、特別児童扶養手当

## Ⅱ 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

### (5) 権利擁護の推進

#### 現状と課題

障がいのある人やその保護者は、将来の生活設計や財産管理等の面について不安を抱いています。そのため、障がいのある人が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行い、在宅や施設での生活を支援していく必要があります。

支援を必要とする世帯に対して、民生・児童委員の活動を中心に、地域のなかで住民相互の見守り活動を行うことにより、何らかの異変の早期発見に努めることが求められています。

#### 施策の方向性

##### ①地域福祉権利擁護事業の活用と周知

判断能力が不十分な人も地域で安心して自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会で実施している地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を活用して、サービスの利用支援や日常生活上必要な援助を受けられるように支援します。また、この制度の周知を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

\* 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは  
判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことより、自立した生活が送れるよう、その人の権利を擁護する仕組み

##### ②成年後見制度の活用

判断能力の不十分な人が契約など法律上の行為を行う上で、本人の判断能力を補い、権利を保護する成年後見制度の活用を支援します。

##### ③地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会において、人権侵害や判断能力が不十分な障がい者等の事例検討を行い、権利擁護に必要な支援を受けられるよう協議します。

## (6) 障がい者の虐待防止

### 現状と課題

平成24年10月1日から「障害者虐待防止法」が施行され、各市町村に障害者虐待防止センターが設置されました。

市では、市役所社会福祉課に「潟上市障害者虐待防止センター」を設置し、相談や通報の窓口としています。平日は社会福祉課の窓口で対応し、休日夜間は、日直や警備保障会社から担当者に連絡が入る体制になっています。

潟上市障害者虐待防止センターの役割は、

1. 障がい者虐待に係る通報・届出の受理
2. 障がい者および養護者に対して、相談・指導および助言
3. 障害者虐待防止に関する広報、その他の啓発活動となっています。

平成29年7月現在、潟上市において虐待通報は1件もありませんが、引き続き障がい者に対する虐待の発生予防はもちろん、虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるよう切れ目のない支援体制を構築していきます。

### 施策の方向性

#### ①潟上市障害者虐待防止センター設置の周知

市町村に障害者虐待防止センターが設置されたことについての周知を図るとともに、通報のみならず日常の相談も受けていることも併せて周知します。

#### ②支援体制の強化

虐待防止マニュアルにより、緊急時の通報、相談に対応できるよう支援体制の強化を図ります。

#### ③関係機関との連携

虐待の早期発見・早期対応と障がい者の安全確保のために、必要に応じて県や警察、相談支援事業所等関係機関との連携に努めます。

## (7) 差別の解消

### 現状と課題

障害を理由とする差別的取扱の禁止や合理的配慮の不提出の禁止等が盛り込まれた障害者差別解消法が成立しました。(平成28年4月施行) 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消を図る必要があります。潟上市では平成28年10月に、国が定める基本方針を踏まえ、障がい者の権利利益を侵害することのない社会づくりを進めるための「障害を理由とする差別の解消の推進に関する潟上市職員対応要領」を策定しました。

### 施策の方向性

- ①障害者差別解消の普及啓発
- ②障害者差別解消に係る職員対応要領の周知
- ③相談・紛糾解決の体制整備

## (8) 保育・教育の充実

### 現状と課題

障がいのある子どもの保育・教育については、発達障がいへの支援など内容が複雑化してきております。保護者の多様なニーズに応えるため、現場での適切な支援体制が求められています。特別な支援が必要な子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、保育士・教職員の障がいに対する理解や指導力の向上を図るとともに、保護者への相談支援の充実を図ることが必要です。

#### 障がい児保育の状況 (保育士加配対象児数)

(単位：人)

施設名	対象児数	施設名	対象児数
追分保育園	2	昭和中央保育園	0
湖岸保育園	0	昭和西保育園	1
二田保育園	1	昭和東保育園	1
出戸子ども園	1	天王幼稚園	1
若竹幼児教育センター	0	計	7

(平成29年3月末)

#### 障がい児教育の状況

(単位：人)

	特別支援学級	特別支援学校	計
小学校	16	11	27
中学校	12	21	33
高等部	0	23	23
計	28	55	83

(平成29年4月末)



**施策の方向性****①保育相談・就学相談の充実**

障がいのある子ども一人ひとりが障がいに応じた適切な支援・教育を受けることができるよう、関係機関（庁舎内を含む）の連携を強化し、保護者に対する相談支援の充実を図ります。

**②保護者への経済的支援**

特別支援学級・特別支援学校に通学する児童・生徒に対して、学校給食費・修学旅行費・学用品等購入費など、特別支援教育就学奨励費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

→特別支援教育就学奨励費支給事業

**③障がい児保育の支援**

発達に支援が必要な幼児に対して、障害児保育対策事業により、保育士の加配が認められており、今後もその活用を図ります。

→障害児保育対策事業

**④放課後等対策の推進**

障がいのある子どもの放課後等の対策は、保護者の就労支援や休息のため、日中一時支援事業により対応しており、放課後のみならず長期休暇においても利用できることから、事業の推進を図ります。

→日中一時支援事業

## (9) 就労・住まいの場の確保

### 現状と課題

障がいのある人の社会的・経済的な自立を促進するために、就労の場の確保や一般就労移行への支援が必要です。秋田県の民間企業における障がいのある人の雇用率は、11年ぶりに全国平均を上回っております。(厚生労働省秋田労働局平成29年6月1日現在) 今後も、一般就労が困難な人のために働く場を確保し、能力に応じた訓練や作業により、その作業工賃の向上対策が必要です。また、施設入所者や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行の促進に併せ、居住の場が必要となります。

### 施策の方向性

#### 1 男鹿潟上南秋地区特別支援連携協議会の活用

特別支援学校在学中からの職場体験実習を踏まえ、高等部卒業時における就労先の確保について関係機関連携のもと協議し支援していきます。

#### 2 就労相談の充実

手帳を所持していることにより就労相談を受けられる機関として、障害者就業・生活支援センターが県内に8ヶ所あり、中央地区は秋田市にあります。また、秋田障害者職業センターは、職業準備支援・ジョブコーチ支援事業などを行っており、ハローワークとの密接な連携のもとに支援しています。

名 称 (施設名)	所 在 地
障害者就業・生活支援センター〈ウエルビューいずみ〉	秋田市泉菅野二丁目17-27
秋田障害者職業センター	秋田市川尻若葉町4-48

#### 3 障害者就労施設の周知

障がいがあることにより一般就労が困難な人については、自宅から通所可能な障害者就労施設の周知に努めます。

#### 4 障害者雇用について

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのため、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動に努めます。

#### 5 受注機会の確保

障害者就労施設で就労する障がい者の経済的な自立を進めるため平成25年4月1日に「障害者優先調達推進法」が施行されました。これは国や地方公共団体等が物品等を調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者就労施設で就労する障がい者の作業工賃の向上と自立の促進を図るものです。潟上市でも毎年、関係各課に働きかけ障害者就労施設等からの購入を呼びかけ、ホームページで購入実績を公表しています。

#### 6 住まいの場の確保

施設入所者等の地域移行推進とともに、在宅で生活している人のなかで、本人や本人を支え家族の高齢化などにより、在宅で生活できなくなった場合でも、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホーム等への入居等を支援します。



## Ⅲ バリアフリーの推進

### (10) 福祉教育とボランティア活動の推進

#### 現状と課題

障がい者に対する理解・認識を深めるために、他人への思いやりと助け合いの心を育てる福祉教育や、ボランティア活動の体験が重要となります。

市では、ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会を中心に、ボランティアの登録・紹介とその活動の推進を図っています。平成28年度のボランティア団体の登録数は40団体あり、ボランティア団体連絡協議会を組織し、スキルアップのための研修等を開催しています。また、市内の小中学校の児童生徒を対象に、学校関係者との連携のもとボランティアスクールや車いす体験学習（ひとにやさしいまちづくり探検隊）などを実施しています。

#### 施策の方向性

##### ①障がいに対する理解の促進

身体障がい、知的障がい、精神障がいへの理解を深めるために、学童期からの福祉教育やボランティア活動の体験が重要であり、学校や社会福祉協議会との連携を図ります。

##### ②学校における福祉教育

福祉に対する理解を深めるため、各小学校・中学校において、総合的な学習のなかでボランティア体験や視覚障がい・聴覚障がい・高齢者等の疑似体験、福祉施設への訪問による交流などを行っており、今後も総合的な福祉体験活動を継続して実施していきます。

##### ③ボランティア活動の推進

ボランティア活動を通じて障がい者とふれあうことで、障がい者への理解促進につながっていくため、ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を推進していきます。

## (11) 地域生活とバリアフリー

### 現状と課題

障がいのある人が地域で生活し活動していくためには、障がいのある人への理解や認識を深めるなどの心のバリアフリーとともに、ハード面のバリア（障壁）についても取り除いていく必要があります。特に公共性の高い建築物については、障がい者の利用に配慮した整備・改善を進める必要があります。公共施設等のバリアフリー化として、出入口のスロープや自動ドア、身体障がい者用トイレや身体障がい者専用駐車場などがあります。

市営住宅のバリアフリー対策については、一向団地に身体障がい者用住宅が2戸あり、玄関のスロープ、トイレ・浴室の手すり、台所には身体障がい者用の流し台を設置しています。障がい者の優先入居制度の規定はありますが、高齢者世帯・寡婦世帯など待機者もいるため、公平性を図るため抽選により入居を決定しています。

### 施策の方向性

#### 1 制度の周知と活用促進

身体に障がいのある人の日常生活を容易にするため、日常生活用具給付事業のなかで「住宅改修事業」があり、スロープや手すりなどの取り付け費用等の補助制度があり、その周知に努めます。

#### 2 環境整備と実態把握

公共性の高い建築物については、障がい者の利用に配慮した整備・改善を進める必要があります。しかしながら、設備整備等には多額の費用を要することや建築物の構造的な問題などから、その整備状況は十分とはいえない状況です。まずは実態把握に努め、優先順位を考慮し順次対応していきます。

#### 3 外出支援の充実

屋外での移動が困難な障がい者については、地域生活支援事業による移動支援や、視覚障がい者に対する同行援護、知的・精神障がい者に対する行動援護などのサービスにより、外出時の移動を支援します。

また、バス運賃割引や有料道路料金割引き障害者タクシー券の利用など、移動にかかる各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。

## (12) 防災・防犯対策の推進

### 現状と課題

市では平成23年3月に高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難体制の整備のため、「潟上市災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。

これは、要援護者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものです。被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めるために、要援護者リストを作成し、その中から避難行動要支援者を特定し、本人同意のもと個別計画が策定されています。

さらに、災害発生時に障がいのある人が安全に避難し、災害から身を守るためには、緊急時の情報提供やコミュニケーション手段の確保が重要となってきます。

### 施策の方向性

#### ①避難行動要支援者情報の把握と共有

避難行動要支援者については、本人同意のもと個別計画が策定されており、市・社会福祉協議会・自治会および民生児童委員等が情報を共有しており、災害時に備えています。

#### ②単身世帯等への支援

ひとり暮らしの障がい者等に対して、防災・防犯・保健面での支援を行うため、地域の民生児童委員・自治会長・社会福祉協議会等との連携を図り、その安否確認と支援に努めます。

#### ③聴覚障がい者等への対応

一般の電話による110番通報が不可能な聴覚障がい者等が、緊急時に連絡できるファックス119番の活用についての周知を図ります。

また、聴覚障害者用火災報知器 聴覚障害者用屋内信号装置、盲人用時計など、障がい種別に応じた日常生活用具給付事業の周知に努めます。



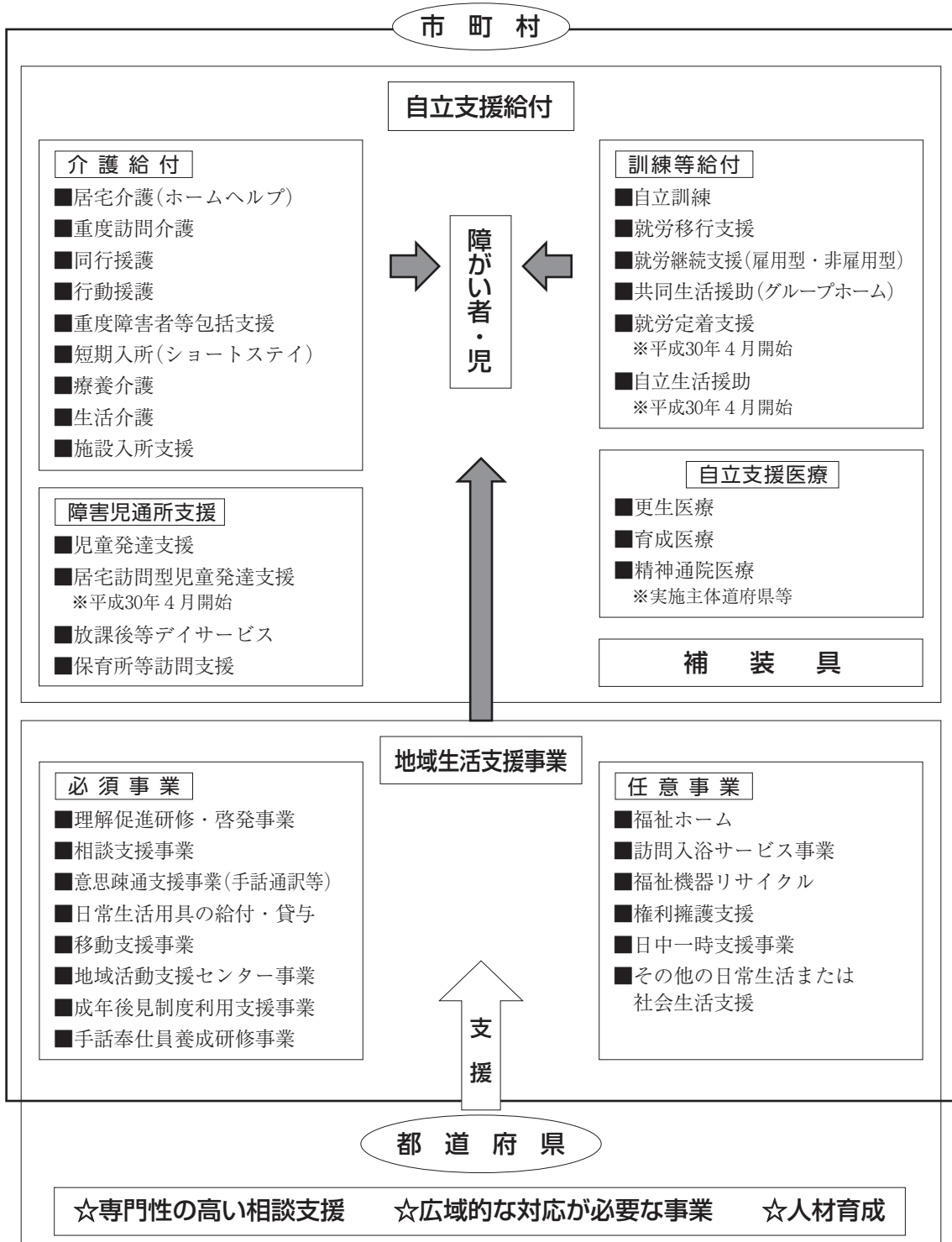
## 第4章

# 分野別方策と見込量

# 第4章

## 分野別方策と見込量

### 1 障害者総合支援法による自立支援システムの全体像



## ② 障害福祉サービスの内容

■訪問系サービス……………在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要なサービスを提供します。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助をします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

■日中系サービス……………入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
訓練給付	自立訓練（生活訓練・機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
	就労継続支援（雇用型・非雇用型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。

■居住系サービス……………入所施設等で住まいの場におけるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

■障害児通所支援……………児童福祉法により、発達支援センター等に通所するサービスです。

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	身体や知的、または精神に障がいのある児童が、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のため訓練等その他必要な支援を行います。療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象です。
	医療型児童発達支援	児童発達支援および治療等を行います。肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児が対象です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障害児に対して訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。



### ③ 障害福祉計画および障害児福祉計画における基本的な考え方

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

### ④ 平成32年度までの数値目標（成果目標）

#### （1）福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、平成32年度末における地域生活移行者数の目標値を定めます。

#### ○施設入所者の地域生活移行者数

【国の指針】

平成28年度末から9%以上移行

【県の指針】

平成28年度末から4%以上移行

#### ○施設入所者数（定員）の削減

【国の指針】

平成28年度末から2%以上削減する。

【県の指針】

平成28年度末から2%削減する。

#### 【目標設定の考え方】

項目	数 値	考 え 方
平成28年度末の施設入所者数	68人	平成28年度末の数値です。
【目標値】 地域生活への移行者数	3人	施設入所からのグループホーム等への移行者数 (目標4%以上) $68人 \times 4\% \div 3人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込数	2人	施設入所者数の削減見込数 (目標2%) $68人 \times 2\% \div 2人$ 平成32年度末の施設入所見込数 $68人 - 2人 = 66人$

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、平成32年度までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

### 【国の指針】

市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

### 【県の指針】

市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備を平成32年度末までに目指します。

### 【国の指針】

市町村又は圏域に1か所整備する。

### 【県の指針】

市町村又は圏域に1か所整備する。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じ平成32年度中に一般就労への移行する者の人数について目標値を定めます。

### ○一般就労へ移行する者の数

#### 【国の指針】

平成28年度の実績の1.5倍以上

#### 【県の指針】

平成28年度の実績の1.2倍以上

### ○就労移行支援事業所の利用者数

#### 【国の指針】

平成28年度の実績の1.2倍以上

#### 【県の指針】

平成28年度の実績の1.4倍以上

### 【目標設定の考え方】

項目	数値	考え方
平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数	1人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数です。
【目標値】 一般就労へ移行する者の数	2人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数（目標値1.2倍以上） $1人 \times 1.2 \div 2人$
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数	8人	平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数です。
【目標値】 就労移行支援事業所の利用者数	11人	平成32年度末の利用者数（目標1.4倍以上） $8人 \times 1.4 \div 11人$

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児およびその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

次のとおり、障がい児支援の提供体制の整備等について、平成32年度末までの目標を設定します。

### ①児童発達支援センターの設置を目指します。

**【国の指針】**

市町村又は圏域に1か所整備する。

**【県の指針】**

市町村又は圏域に1か所整備する。

### ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

**【国の指針】**

市町村又は圏域に1か所構築する。

**【県の指針】**

市町村又は圏域に1か所構築する。

### ③主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

**【国の指針】**

市町村又は圏域に1か所確保する。

**【県の指針】**

市町村又は圏域に1か所確保する。

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を目指します。

**【国の指針】**

市町村又は圏域に1か所設置する。

**【県の指針】**

市町村又は圏域に1か所設置する。

## 5 訪問系サービスの充実

### サービス実績と方策

#### ◆居宅介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。

サービスの利用状況を見ると、年々実人員は増えてきており、平成29年7月時点の利用者は32人、343時間となっています。

居宅での生活を支援し、地域で自立した生活が送れるよう、医療機関や地域の民生委員など関係機関との連携により支援していきます。

#### ◆重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護等を総合的に提供します。

サービスの利用状況を見ると、平成29年7月時点の利用者は1人ですが、今後利用者が増加するものと思われます。

個々の生活実態や介護実態に合わせたサービス提供ができるように、事業者との調整を図ります。

#### ◆重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的に提供します。

#### 訪問系サービスの支給量と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
居宅介護	実人員	24人	29人	32人	
	支給量	492時間	343時間	343時間	
	見込量			550時間	317時間
重度訪問介護	実人員	1人	1人	1人	
	支給量	52時間	110時間	166時間	
	見込量			70時間	223時間
重度障害者包括支援	支給量	0時間	0時間	0時間	
	見込量			240時間	240時間

### ◆同行援護・行動援護

移動に著しい困難を有する場合、外出時において当該障がい者に同行し、移動に必要なサービスの提供が始まりました。今後利用者が増加するものと思われます。

#### 同行援護・行動援護の見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
同行援護	実績	1人	1人	1人	
	見込量		1人	2人	2人
行動援護	実績	0人	0人	0人	
	見込量	0人	0人	2人	0人

## ⑥ 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスは、施設入所者や在宅で暮らす障がい者の日中の活動を支援するサービスで、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等のサービスがあります。

### サービス実績と方策

#### ◆生活介護

日中障害者支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害支援区分が3（施設入所は障害支援区分4）以上、または50歳以上の障がい者の場合、障害支援区分2（施設入所は障害支援区分3）以上の方となっています。

サービスの利用状況をみると、平成29年7月時点の利用者は107人であり、その内訳は通所による生活介護が44人、入所による生活介護が63人です。

#### 生活介護の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
生活介護	支給量	100人	99人	107人	
	見込量			120人	120人

## ◆自立訓練

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、施設において一定期間身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供するもので、機能訓練と生活訓練があります。

訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡調整を通じて、地域生活への移行を支援します。

### ア) 自立訓練（機能訓練）

機能訓練は身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練等、身体機能の維持・回復などを行うものです。

サービスの利用状況を見ると、平成29年7月時点の利用者は1人で、見込量を下回っています。

#### 自立訓練（機能訓練）の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
自立訓練 (機能訓練)	支給量	0人	1人	1人	
	見込量			3人	1人

### イ) 自立訓練（生活訓練）

生活訓練は、知的障がい者と精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力の維持・向上のための支援を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、平成29年7月時点の利用者は31人で、見込量を大幅に上回っています。生活訓練施設ニコニコ寮（秋田市）等を利用しています。

#### 自立訓練（生活訓練）の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
自立訓練 (生活訓練)	支給量	11人	31人	31人	
	見込量			5人	31人

### ◆就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のため、生産活動等の必要な訓練を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成29年7月時点の利用者は12人で見込量の倍以上、上回っています。就労支援センターこまち（五城目町）等を利用しています。

#### 就労移行支援の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
就労移行支援	支給量	4人	8人	12人	
	見込量			5人	12人

### ◆就労継続支援

一般企業等で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行うものであり、この事業には、A型（雇用型）とB型（非雇用型）の2種類があります。

#### ア) 就労継続支援A型

一般企業等で就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。サービスの利用状況をみると、平成29年7月時点の利用者は18人で見込み量の倍となっています。秋田ワークセンター、アクール、ちゃれんじ工房（いずれも秋田市）等を利用しています。

#### 就労継続支援A型の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
就労継続支援A型	支給量	6人	12人	18人	
	見込量			10人	18人

#### イ) 就労継続支援B型

年齢や体力の面で一般企業への就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成29年7月時点の利用者は94人で、南秋つくし苑（八郎潟町）、天王つくし苑、飯田川つくし苑、げんきハウス、クローバー（秋田市）等を利用しています。

#### 就労継続支援B型の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
就労継続支援B型	支給量	81人	87人	94人	
	見込量			95人	120人



### ◆療養介護

医療の必要な障がい者で、かつ常に介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等を提供します。平成29年7月時点の利用者は8人で、国立病院機構あきた病院（由利本荘市）に入所しています。

#### 療養介護の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
療 養 介 護	支 給 量	7人	8人	8人	
	見 込 量			8人	8人

### ◆短期入所

居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め食事や入浴、排せつ等の介護を提供します。

サービスの利用状況を見ると、平成29年7月時点の利用者は14人で短期入所は、在宅での生活を維持するうえで、緊急時の際の利用として定着してきております。

#### 短期入所の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
短 期 入 所	決 定 者	16人	20人	23人	
	実 績		14人	14人	
	見 込 量		14人	10人	14人

## 7 居住系サービスの充実

居住系サービスは、入所施設等で夜間や休日、住まいの場におけるサービスを提供するもので共同生活援助、施設入所支援があります。

入所施設でのサービスは、サービス（日中活動）と夜間のサービス（居住支援）に分かれています。国の指針により、地域移行が推進され、グループホーム等の整備により、施設入所者数は減ると見込んでいます。

### サービス実績と方策

#### ◆共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を提供します。

グループホームとケアホームは平成26年4月の制度改正により一元化されました。利用対象者は、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している身体・知的・精神障がい者であって、地域において日常生活上の援助を必要とする人です。平成29年7月時点の利用者は47人で見込量を上回っています。

#### 共同生活援助の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
共同生活援助	支給量	43人	44人	47人	
	見込量			37人	58人

#### ◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の介護等を提供します。

主な利用対象者は、生活介護利用者のうち、障害支援区分が4（50歳以上は障害支援区分3）以上の方となっています。平成29年7月時点の利用者は67人で見込量を上回っています。

#### 施設入所支援の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
施設入所支援	支給量	70人	69人	67人	
	見込量			60人	60人

## ⑧ 相談支援の充実

### サービス実績と方策

相談支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう地域の実情に合わせて支援する事業で、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援事業があります。

#### ◆計画相談支援

障がい児・者の自立した生活を支えるため、障がい児・者抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、障害福祉サービス等の利用計画を作成し、きめ細かく支援します。計画相談支援は、平成26年度中にすべての利用者に計画を作成することが義務づけられており、平成29年7月時点現在では約300人分の計画書が作成されています。

#### ◆地域移行支援

入所施設の障がい者や精神病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他、地域の生活に移行するための相談や障害福祉サービス等の利用に際し、関係する事業所等へ同行し、障がい者を支援するものです。

潟上市においても地域移行を進めるため、今後関係機関と連携し取り組んでいきます。

#### ◆地域定着支援

自宅において単身等で生活する障がい者で、地域生活を継続していくために、常時連絡体制を確保することが必要な障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時訪問や緊急時対応等の各種支援を行うものです。

潟上市においても地域定着を進めるため、今後関係機関と連携し取り組んでいきます。

## 9 地域生活支援の充実

地域生活支援事業は、障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に対応する事業です。

### ◎必須事業

- ア) 相談支援事業
- イ) 意思疎通支援事業
- ウ) 日常生活用具給付等事業
- エ) 移動支援事業
- オ) 地域活動支援センター機能強化事業
- カ) 理解促進研修・啓発事業
- キ) 成年後見制度利用支援事業
- ク) 手話奉仕員養成研修事業
- ケ) 日中一時支援事業

### ◎その他の事業（選択事業）

- コ) 福祉ホーム事業
- サ) 訪問入浴サービス事業

## ア) 相談支援事業

障がい児・者とその保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や障がい者の権利擁護のための支援を行う事業です。

市では、身体・知的・精神・発達障がいの4障がいにおいて、生活全般についての相談や情報提供を行うために、相談支援専門員を設置している指定相談支援事業所に委託しています。

- ・ほほえみ相談支援事業所（市社会福祉協議会）  
→主として、身体障がい・知的障がい
- ・指定相談支援事業所クローバー（医療法人久盛会）  
→主として、精神障がい
- ・大日寮指定相談支援事業所（社会福祉法人山本更生会）  
→主として、知的障がい
- ・南秋つくし苑（社会福祉法人南秋福祉会）  
→主として、知的障がい

平成24年度から実施された計画相談支援事業により、障がい児・者とその保護者・介護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた、きめ細かな相談が可能となりました。

今後とも専門的な相談に対応できる相談支援事業所を確保するとともに、市と相談支援事業所との連携を強化していきます。

### 相談支援事業の実績と見込量（委託事業所数）

		平成28年	平成29年	平成32年
相談支援事業所	実績	4カ所	4カ所	
	見込量		4カ所	4カ所

## イ) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通を円滑に図る事業で、利用料は無料です。

平成28年度の手話通訳者等派遣の延べ件数は70件で、実利用者は6人です。なお、障がいの状態に応じて、要約筆記者の派遣も随時行っています。

意思疎通支援者の派遣については、秋田地域振興局や秋田県身体障害者協会、秋田県身体障害者福祉協会の協力を得て、連携しながら実施していきます。また、手話通訳者の福祉事務所設置についても検討を進めていきます。

## 意思疎通支援事業の実績と見込量（実利用者数）

		平成28年	平成29年	平成32年
手話通訳者派遣事業	実績	6人	7人	
	見込量		20人	7人
手話通訳者設置事業	実績	0人	0人	
	見込量		2人	2人

## ウ) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、障がいの部位や程度により日常生活支援用具を給付または貸与する事業です。利用者の負担は原則1割であり、所得に応じて月額の上限額が設定されています。

【介護・訓練支援用具】	特殊寝台、移動用リフト等
【自立生活支援用具】	入浴補助用具、頭部保護帽等
【在宅療養等支援用具】	透析液加湿器、電気式たん吸引器等
【情報・意思疎通支援用具】	携帯用会話補助装置、盲人用時計等
【排泄管理支援用具】	ストーマ用装具、紙おむつ等
【住宅改修費】	居宅生活動作補助用具

今後も障がいのある人に必要とする情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ適切に給付または貸与するよう努めます。

## 日常生活用具給付等事業の実績と見込量（年給付実人員）

		平成28年	平成29年	平成32年
日常生活用具給付等事業	実績	66人	86人	
	見込量		70人	70人

## 工) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

利用者は所得に応じて月額の上限額が設定されています。

平成28年度の利用実績は2件でしたが、今後も移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人に適切にサービスを提供できるように努めます。

### 移動支援事業の実績と見込量（実利用者数）

		平成28年	平成29年	平成32年
移動支援事業	実績	2人	3人	
	見込量		2人	2人

## オ) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターにおいて、障がいのある人の日中の活動の場として、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図る事業です。

市では、主に精神障がい者を対象とした地域活動支援センターとして「クローバー（秋田市飯島）」「NPOよつば（五城目町）」「NPO男鹿あゆみの会（男鹿市）」「花輪ふくし会（鹿角市）」「工房こすもす（秋田市）」の5カ所に委託しています。

地域活動支援センターは、地域において就労が困難な障がい者にとっての交流の場となっています。今後も日中活動系のサービスの利用状況や、障がいのある人たちの日中の活動の状況を把握しながら支援していきます。

### 地域活動支援センターの実績と見込量（委託事業所数）

		平成28年	平成29年	平成32年
地域活動支援センター	実績	5カ所	5カ所	
	見込量		4カ所	5カ所

## カ) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人について市民の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

市では、研修会等様々な機会を通じて啓発事業を実施していきます。

### キ) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある知的および精神障がい者が、成年後見制度を利用することができるよう体制を整え、対象者の保護等を図ることを目的とした事業です。

平成24年度から必須事業となっており、権利擁護の観点からも重要な事業であり、身寄りがいない場合や家族等がいる場合でも、審判請求が期待できないケースが今後増えることが予想されることから、引き続き実施していきます。

#### 成年後見制度利用支援事業の実績と見込量（実利用者数）

		平成28年	平成29年	平成32年
成年後見制度 利用支援事業	実績	0人	0人	
	見込量		2人	2人

### ク) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

市では、手話奉仕員養成研修を継続して実施していきます。

#### 手話奉仕員養成研修事業

		平成28年	平成29年	平成32年
手話奉仕員養成研修事業	実績	26人	12人	
	見込量		20人	20人

### ケ) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および介護している家族が一時的に休息をとれるよう支援する事業です。また、特別支援学校に通学している障がい児の放課後の活動の場を確保するため従来の放課後支援事業も含まれています。

平成29年7月時点で申請者は45人中、利用者は21人で、放課後支援としては8人の児童が、天王みどり学園内、玉の池荘（男鹿市）の1つの事業所を利用しています。在宅の障がい児・者を介護している家族の一時的な休息を支援するためにも、継続して実施していきます。

#### 日中一時支援事業の実績と見込量（実利用者数）

		平成28年	平成29年	平成32年
日中一時支援事業	実績	26人	21人	
	見込量		25人	25人



## コ) 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住居を提供する事業です。

平成29年7月時点の利用者はいませんが、グループホームと並んで、施設入所者・長期入院者の地域生活への移行における受け皿として重要となっています。

## サ) 訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者に対し、自宅に訪問して入浴サービスを提供する事業です。市社会福祉協議会等に委託しており、平成29年7月時点の利用者は2人です。

### 訪問入浴サービスの実績と見込量（実利用者数）

		平成28年	平成29年	平成32年
訪問入浴サービス	実績	3人	2人	
	見込量		4人	3人

## 10 障がい児支援の強化

障がい児にとって身近な地域での支援を受けられるようにするため、児童福祉法の改正により、通所・入所の利用形態の別により一元化され、通所系サービスの相談、利用手続きなどの支援を平成24年度から市町村で行うことになりました。

### ◆児童発達支援

療育の観点から集団および個別療育を行う必要があると認められる未就学児の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行うものです。

本市利用者においては、秋田県立医療療育センターとオリブ園等を利用しています。

#### 児童発達支援の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
児童発達支援	支給量	12人	14人	15人	
	見込量			14人	19人

### ◆医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である障がい児に対し、児童発達支援および治療等を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、平成29年7月時点の利用者は1人で秋田県立医療療育センターを利用しています。

#### 医療型児童発達支援の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
医療型児童発達支援	支給量	2人	1人	1人	
	見込量			2人	1人

### ◆放課後等デイサービス

幼稚園および大学を除き授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等必要な支援を行います。サービスの利用状況を見ると、平成29年7月時点の利用者は22人で、オリブ園、憩音、ばんぼう等を利用しています。

#### 放課後等デイサービスの実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
放課後等デイサービス	支給量	2人	22人	22人	
	見込量			8人	22人

### ◆保育所等訪問支援

保育所・幼稚園等に通園・通学している障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援等を行います。

サービスの利用状況を見ると、平成29年7月時点の利用者は1人で秋田県立医療療育センターを利用しています。

#### 保育所等訪問支援の実績と見込量

		平成27年	平成28年	平成29年	平成32年
保育所等訪問支援	支給量	0人	1人	1人	
	見込量			3人	1人

## 第5章

# 計画の推進にあたって

## 第5章

# 計画の推進にあたって

### (1) 地域での自立と社会参加

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくとともに、自分に適したサービスを選択し社会参加できるように、情報提供や相談支援体制の充実を図るよう努めます。

### (2) 連携・協力体制の確保

計画推進にあたっては、国や県の動向を的確に把握し、本市の障がい福祉施策の推進に活かしていきます。

また、市民、ボランティア、サービス提供事業者、企業、医療、教育、社会福祉協議会等との連携を図り、協力体制の構築に努めます。

### (3) 地域自立支援協議会の活用

地域の障がい福祉に関するシステムづくりや支援体制などを協議する場として、地域自立支援協議会を活用し、本計画の進捗状況の確認を図りながら施策を推進していきます。

潟 上 市  
第 3 期 障 害 者 計 画  
第 5 期 障 害 福 祉 計 画  
障 害 児 福 祉 計 画

平成30年3月発行

発行編集

---

秋田県潟上市社会福祉課

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1  
TEL.018-853-5314 FAX.018-853-5233

